

道路法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 15 号

道路法施行細則の一部を改正する規則

道路法施行細則（昭和 48 年岩手県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>様式第 4 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="145 517 777 712">[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 4 項（第 5 項）の規定により届け出ます。</td></tr><tr><td data-bbox="145 712 777 763">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 4 項（第 5 項）の規定により届け出ます。	[略]	<p>様式第 4 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="831 517 1463 712">[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 5 項（第 6 項）の規定により届け出ます。</td></tr><tr><td data-bbox="831 712 1463 763">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 5 項（第 6 項）の規定により届け出ます。	[略]
[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 4 項（第 5 項）の規定により届け出ます。					
[略]					
[略] 次のとおり道路に関する工事に着手する（工事が完成した）ので、道路法施行細則第 3 条第 5 項（第 6 項）の規定により届け出ます。					
[略]					
<p>様式第 5 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="145 862 777 1003">[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 6 項の規定により届け出ます。</td></tr><tr><td data-bbox="145 1003 777 1055">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 6 項の規定により届け出ます。	[略]	<p>様式第 5 号（第 3 条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="831 862 1463 1003">[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 7 項の規定により届け出ます。</td></tr><tr><td data-bbox="831 1003 1463 1055">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 7 項の規定により届け出ます。	[略]
[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 6 項の規定により届け出ます。					
[略]					
[略] 次のとおり道路の占有を廃止したので、道路法施行細則第 3 条第 7 項の規定により届け出ます。					
[略]					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>					

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の道路法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届書について適用し、同日前に提出した届書については、なお従前の例による。